院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルについて

２０２２年１２月

倉敷医療生活協同組合　総合病院水島協同病院

総合病院水島協同病院（以下、当院）の院外処方せんにおいて、保険薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の業務負担軽減の観点から、下記の項目について調剤前の疑義照会を省略し、変更調剤を行って良いこととする。

下記に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医への同意の確認を不要とする。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被ることが無いよう、十分な説明と同意を得た上で行うものとする。

（１）残薬確認に伴う減数調剤

薬剤師により薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を減じて調剤できるものとする（外用剤、注射剤の本数変更を含む）。残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行った上で減数調剤を行う。ただし、以下については、疑義照会対象とする。

- 医療用麻薬、抗がん剤に関する場合
- 処方薬の追加、削除、投与日数の延長となる場合
- 処方せんに「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合

（２）内用薬における別規格製剤がある場合の規格の変更

コメントに「変更不可」の指示がある処方を除いて、安定性、利便性の向上のための規格の変更調剤ができるものとする。

【例】5mg 錠　１回２錠　→　10mg 錠　１回１錠

10mg 錠　１回 0.5 錠　→　5mg 錠　１回１錠

50μｇ錠　１回 1.25 錠　→　50μｇ錠１回１錠　＋　25μｇ錠１回 0.5 錠

（３）内用薬における主成分が同一の銘柄変更（後発品から先発品への変更も含む）

（４）内用薬における剤形の変更

（５）消炎鎮痛貼付剤における、パップ剤　←→　テープ剤　の変更

（６）患者が希望する粉砕、混合、一包化

（７）週１回、月１回製剤の処方日数の適正化

連日投与の処方薬と比較して、間違いが明確な場合

＜運用について＞

保険薬局は、プロトコルに基づいて変更調剤を行った場合は、処方せんに変更内容を記載し、当院医療事務課に FAX 等で報告する。

＜運用開始について＞

２０２３年　１月　５日　から運用を開始する。

総合病院水島協同病院　外来棟　医療事務課

電話番号 086（444）1222／FAX 番号 086（446）2111